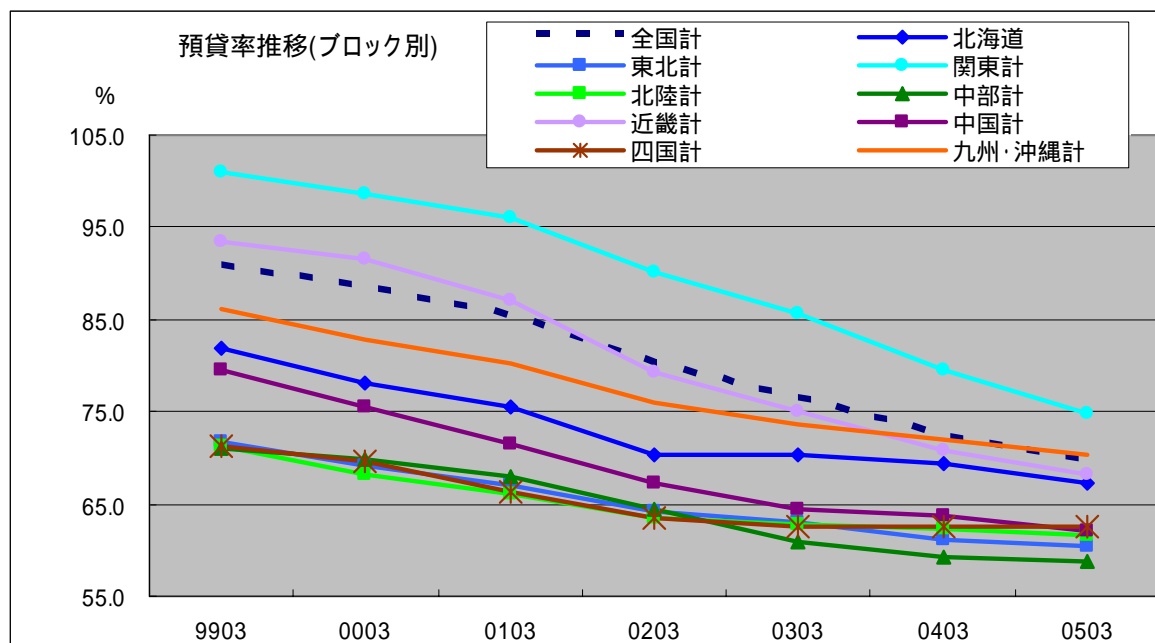


参考資料 目次

- 地域的な資金循環の形成等について
 - 銀行の所在県内における預貸率
 - 地域的な資金循環(地域金融)に関する各種仕組み・取組み
 - リレーションシップバンキングの推進に向けての取組み
 - マイクロファイナンス
 - コミュニティクレジット
 - 地域的な資金循環の促進のための政策的金融の取組み
 - まちづくりファンド
 - 地方における都市開発ファイナンス
 - コミュニティファンド
 - 地域ベンチャーファンド
 - 社会的責任投資(SRI)について
 - 企業の社会的責任への関心
 - SRIの理念を活用した地域への投資
 - 1%支援制度
 - ふるさと寄付条例
 - ふるさと寄付金控除など
 - ミニ公募債
 - 社会投資ファンド

< 銀行の所在県内における預貸率 >

銀行の所在県内における預貸率(県内貸出残高 / 県内預金残高)は、全般的に低落傾向にある。また、東北・北陸・中部・中国・四国において特に低い水準で推移している。



県内預貸率の上位・下位都道府県(2005年3月)

上位5都道府県	預貸率(%)	下位5都道府県	預貸率(%)
東京都	84.5	和歌山県	46.1
沖縄県	80.1	山梨県	47.9
大阪府	78.0	奈良県	48.6
福岡県	77.7	徳島県	52.0
愛媛県	73.6	岩手県	52.6

(出典) 日本銀行HP統計データ
により作成

(注) データは都市銀行等、地銀、
第二地銀のもの。
預金・貸出額は金融機関店
舗の所在地区分による。

< 地域的な資金循環 (地域金融) に関する各種仕組み・取組み >

	リレーションシップ バンキング	マイクロ ファイナンス (クレジット)	コミュニティ クレジット	コミュニティ ファンド	地域ベンチャー ファンド	ミニ公募債	財団・企業の助成	特定公益信託	ふるさと寄付条例	補助金	
概要	小規模な地域ビジネスにおいて、長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行する仕組み	貸付先のグループ化とその相互連帯保証により返済率を担保することで、極小規模の金融サービスを提供する仕組み	信頼関係にある地域企業等がグループを形成、各々が資金を拠出し、それによる金銭信託の受益権を担保に単独より高い信用を創造し、金融機関からの大規模な融資を行う仕組み	NPOやコミュニティビジネス事業者を支援するため、NPOなどが別組織で配当が付く出資や、寄付を募り、その資金を元手に社会貢献事業に小規模の融資を行う仕組み	地域経済活性化のため、地域行政等の出資により自地域のベンチャー企業に投資し、支援・育成する仕組み	市町村が自市町村在住の住民、企業(従業者)、団体等を対象に公募債を発行し、住民等の社会貢献への参加意識高揚を行う仕組み	財団・企業等が社会貢献の一環として、NPO等の社会貢献活動を行う団体・個人を資金的に支援する仕組み	NPO等の社会貢献活動団体等を支援することを目的に出資を募る公益信託のうち、基金への寄付者が、普通法人の場合は、寄附金を「一般寄附金の枠」内で損金算入を可能とする制度。	市町村が条例を定め、行政等が計画・実施する事業を特定して、地域内外からの寄付を募り、資金調達を実現する仕組み	通常の公共投資の一環として、公益性のある市民活動に補助金を交付し、地域住民の生活向上等を図る仕組み	
出資者	一般	一般	グループ参加企業	一般	一般	自市町村内(従業者含む)	一般	一般	一般	政府・地方公共団体	
	対象の制限	無し		有り	無し		有り	無し			
	配当の有無	有り(預金利子含む)					無し				
	調達元	金融機関	金融機関	地域企業グループ	民法上の任意組合、中間法人等	投資事業組合	行政機関	財団・企業	金融機関(助成先等の審査を外部有識者が行う場合もある)	行政機関	行政機関
貸付元/投資元	金融機関	金融機関	金融機関	(上記から融資を受けたNPO法人等が融資のみ行う場合あり)	投資事業組合	行政機関	財団・企業	金融機関(助成先等の審査を外部有識者が行う場合もある)	行政機関	行政機関	
貸付先/投資・助成・交付先	一般(地域内の中小企業中心)	個人	出資者	出資者の団体	地域内のベンチャー企業(進出予定含む)	公共事業	社会貢献活動団体	社会貢献活動団体	公共事業	地域内の社会貢献活動団体	
返済義務	有り					なし					
問題点等	・競争環境の維持や適切な監督・規制が不可欠(依存される側の有利な条件強要、回収困難な状況での融資の継続への対処など)	・マイクロファイナンスの乱立による融資競争・審査力の低下 ・低密度居住地域での回収コストの高騰 ・外国の事例では運営主体がNPOの場合もある	・現在まで、神戸において実行された事例が唯一の事例	・地域金融機関との差別化 ・出資者への配当確保と資金調達の円滑化 ・監査基準強化への対応 ・出資募集と融資を分割する事例は、融資事業の公益性を明確にすることをその理由としている	・リターンに関する概念の明確化 ・行政とファンド運営者の役割分担の明確化	・金利変動リスクへの対応 ・継続的な発行体制の構築	・助成成果の適切な評価 ・助成対象の自立促進			・交付基準の明確化など地域への説明責任 ・財源縮小にともなう交付先の最適化	

金融庁「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」の概要

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る
⇒各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

【I. 基本的考え方】

1. 地域密着型金融の継続的な推進 2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進(※) 3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進 4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

※ 地域密着型金融の本質:金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

【II. 具体的な取組み】

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

- 融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- 適切な再生計画を伴うDES(債務の株式化)、DDS(債務の資本的劣後ローン化)等の積極的活用
- 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- 外部機関との連携等を通じた金融業務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス)
- 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス(再生計画終了に当たっての融資)の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
- 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充(貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項等の活用等)

② 中小企業の資金調達手法の多様化等

- 事業価値に着目した融資手法(知的財産権担保融資、ノンリコースローン等)への取組み
- ローン担保証券(CLO)等の証券化等に関する積極的な取組み
- 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

(6) 人材の育成

- 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

《2. 経営力の強化》

(1) リスク管理態勢の充実

- パーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- 市場リスク管理態勢の検証

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

(3) ガバナンスの強化

- 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上
- 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

- 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

(5) ITの戦略的活用

- ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

(6) 協同組織中央機関の機能強化

- 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

(7) 検査・監督体制

- 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の周知徹底等

《3. 地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

【III. 推進体制】

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定・公表 2. 実績の取りまとめ・公表 3. 財務局の機能の活用(特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催等) 4. 「集中改善期間」の総括

< マイクロファイナンス >

海外では、連帯責任を活用したマイクロファイナンスの仕組みを通じて、貧困層への融資を実現した例がある。

【背景】

バングラデシュのチッタゴン大学ムハマド・ユヌス教授が、貧困層の女性がわずか27ドルの融資が受けられず、1日の賃金が2セントにとどまるという現状に出会い、既存の銀行のシステムに頼らない、新たな融資システムとして、1983年にグラミン銀行を創設し、世界のマイクロファイナンスの草分け的存在となった。

【融資の仕組み】

同じような経済環境や文化背景をもつ5人のグループを形成し、グループを貸付先に

グループへの7日間の研修後、各々の返済計画の相互チェックを経て、2人に最初の融資を実行

最初の2人の返済(返済期間:6週間)を確認後、残りの2人のメンバーに融資し、最後にグループの代表者に融資を実行

グループには、毎週センター(10~20の集落に一つ設置。半径4km程度を担当)で実施されるミーティングへの出席を義務化

グループの1名でも返済を怠ると、グループに連帯返済責任が発生

【実績】(グラミン銀行)

2001年の最終利益 約1億2000万円の黒字

2001年8月~02年7月 約295億円を貸付

返済率98%、貸し倒れ2%

【普及状況等】

- 従来の「与える」援助ではなく、貧困層の自立を促すという観点から、この融資制度は広く普及

- JICAや、多くの対外援助国、NGOから注目され、年間約3~4千万件が実行されている

- 近年では、融資のみならず貯蓄や保険等の金融サービスも取り入れている

- 1997年には37の国から国際機関、政府、マイクロファイナンス機関、NGOなどの代表者が2,900名以上が参加して、国際サミットが開催されている(その後2002年にも開催)。

【問題点】

普及に伴い以下の問題点が顕在化

- マイクロファイナンスの乱立による融資競争・審査力の低下

- 低密度居住地域での回収コストの高騰

- 最貧困層には「リスク高」として融資が行き渡らない

< コミュニティクレジット >

地域開発の新たな金融手法。地域社会において互いに信頼関係にある企業等が、相互協力を目的に資金を拠出し合い連携することで構成員個々の信用より高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に環流させるもの。

(出典)：日本政策投資銀行ホームページ<http://www.dbj.go.jp>をもとに国土交通省国土計画局作成

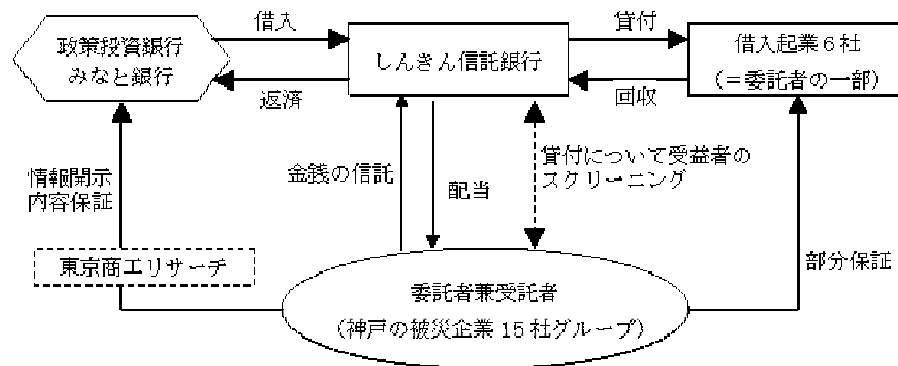
神戸市コミュニティクレジット(兵庫県神戸市)

【経緯】

我が国の伝統的な庶民金融「頼母子講」をモデルに、日本政策投資銀行が企画。阪神大震災で経営環境が激変したケミカルシューズ、金型彫刻業、洋菓子店などが7社で設立した企業連携のコーディネート等を行う組織「日本トラストファンド」のオンライン大学整備の事業に適用。

【実績等】

2001年 関係会社6社に、償還期間2年の満期一括償還方式を条件に1億円を融資。金銭信託と協調融資を組み合わせた資金を6社に融通する仕組みを採用している。



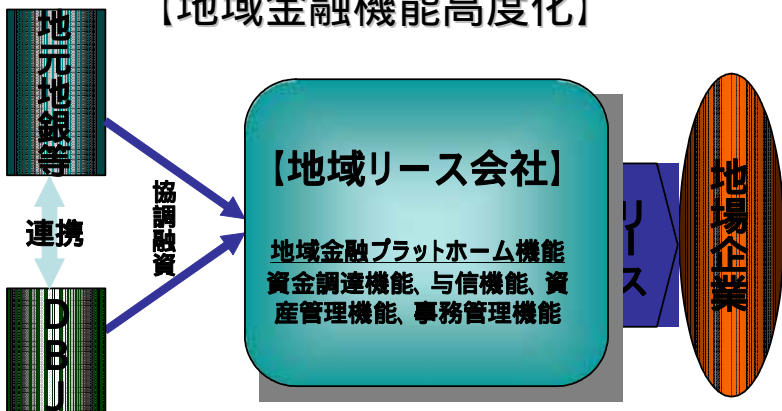
神戸コミュニティクレジットの仕組み

(出典)『日経地域情報No.392』をもとに国土交通省国土計画局作成

< 地域的な資金循環の促進のための政策的金融の取組み >

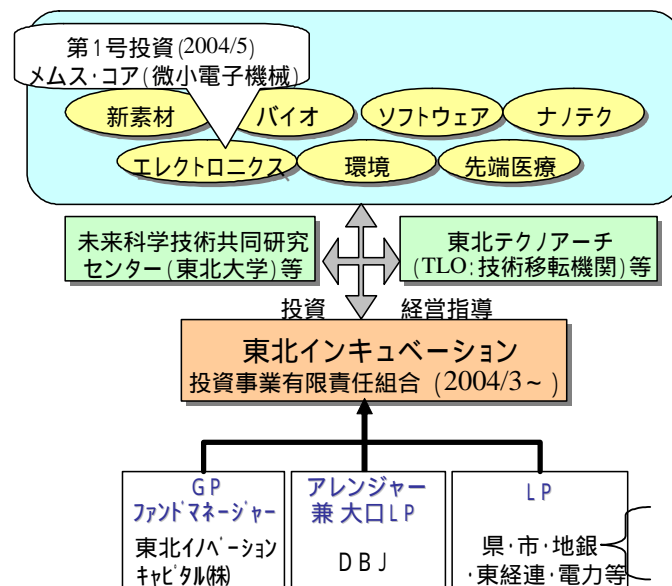
地域的な資金循環の促進のため、核となる組織を通じた政策的金融制度の取組みが見られる。

【地域金融機能高度化】



- リースという金融手法を用いて地域企業の設備資金ニーズに対応するとともに、資産管理・事務代行機能など複数の機能を発揮して、地域企業の事業基盤強化を支援するなど、地域における金融プラットフォームとしての役割を担う地域リース会社に対して、地元地銀と協調し、地域への円滑な資金供給のための融資を実行（北陸銀行-北銀リース、大光銀行-大光リース、荘内銀行-グランド山形リース、第四銀行-第四リース、北越銀行-北越リース、宮崎銀行-宮銀リース、島根銀行-松江リース、福井銀行-福銀リース、岐阜信用金庫-しんぎん総合リース、殖産銀行-エコリース等で実績）。
- 資金は、地場企業の産業設備等のリースに充当され、地域経済の発展を支援。
- 地域リース会社の地域金融プラットフォーム機能充実による地域経済活性化とリレーションシップバンキング機能の強化に寄与。

【大学発ベンチャーファンド】

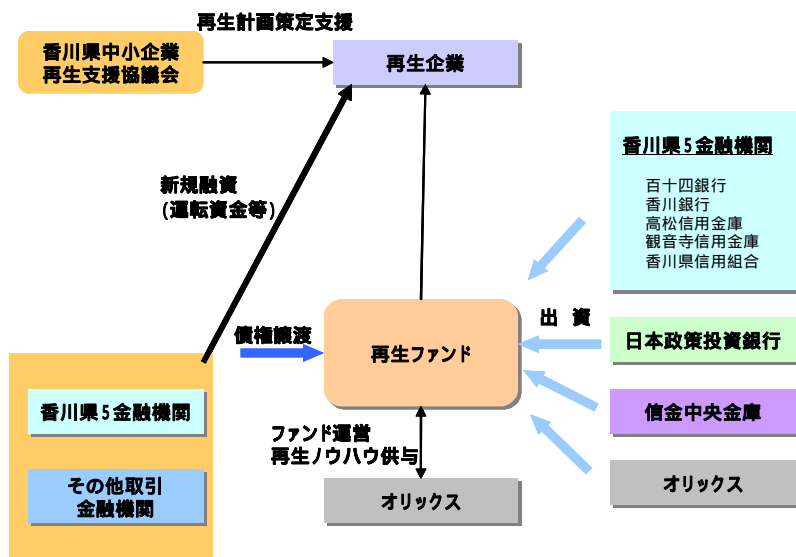


- 東北地方の新産業創出支援のため創設された大学発ベンチャーファンドへの出資。
- DBJが民間出資を誘導することで、我が国では未だ黎明期にあるハンズオン型のインキュベーション・ファンド事業を実現。
- 各地で、大学発ベンチャーファンド計8件を設立。

< 地域的な資金循環の促進のための政策的金融の取組み >

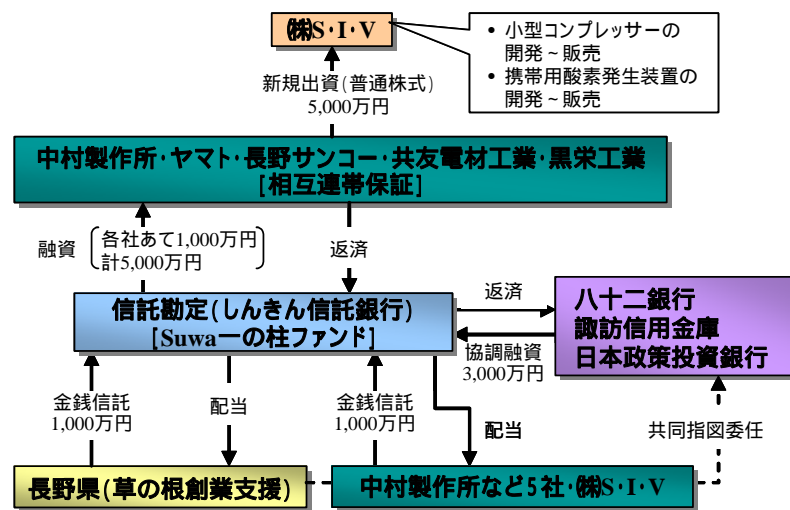
地域に着目した再生ファンドや、コミュニティクレジットを応用した地場産業への資金供給スキームなどの取組み。

【まんでがん企業再生ファンド】



- 香川県内の5金融機関及びオリックス(株)等と協働し、地域型企业再生ファンドを設立。
- 本ファンドは、四国経済産業局主催の研究會を母体としており、官民協働の地域型企业再生ファンド。
- 参加する7金融機関のノウハウ及び香川県等の公的機関と連携することで、効果的な企業再生支援を実施。

【Suwaーの柱ファンド】

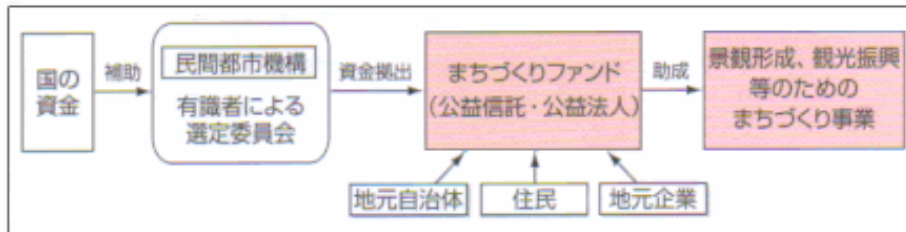


- 長野県諏訪地域の地場企業が共同出資するベンチャー企業(株)S・I・Vへの資金供給スキームを構築。コミュニティ・クレジットの応用事例。
- (株)S・I・Vの技術については当行技術事業化支援センターがその事業性等を評価。
- 長野県、中核5社、(株)S・I・Vが共同でファンド(信託)を組成、5社が相互連帯保証契約を結び事業への責任を共有することで、このファンドを通じ3金融機関が協調融資を実施。

<まちづくりファンド>

地域のまちづくりのため、資金を地縁により調達し、まちづくり活動への助成等の支援を行う公益信託・公益法人を通じた仕組み。民間都市開発機構の資金支出による助成制度もある。

住民参加型まちづくりファンドのスキーム



ファサード統一による景観形成のためのまちづくり



歴史的建造物を活用した観光振興のためのまちづくり

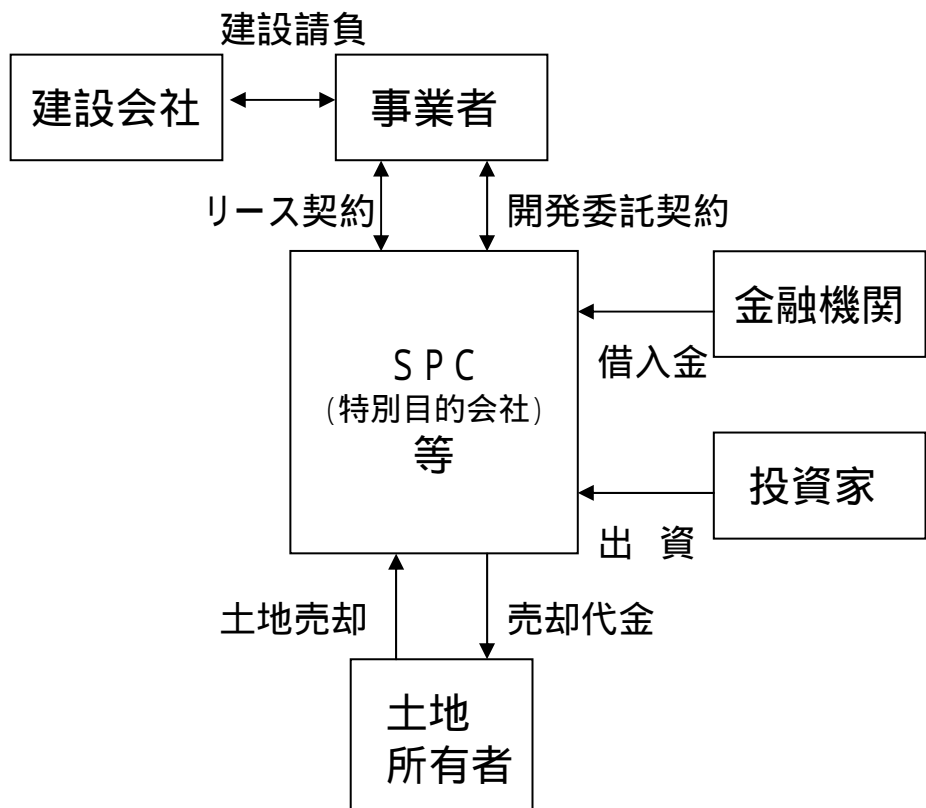
まちづくり活動の例

- 景観形成
 - …街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など
- まちの魅力アップ
 - …シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ設備の整備など
- 伝統文化の継承・歴史的施設の保全
 - …伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修など
- 観光振興
 - …観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など
- 安心安全なまちづくり
 - …防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置
 - …バリアフリー化のためのスロープの整備など
- その他
 - …ポケットパークの整備、広場への遊具の設置など

< 地方における都市開発ファイナンス >

地方における開発型ファイナンスの取組みは途上であり、様々な課題への対処が必要。

開発型都市開発ファイナンスのスキーム(例)



地方における都市開発ファイナンスに向けての課題

- 不動産投資インデックスの充実
…事業者と投資家との情報の非対称性の克服
- 地域におけるアレンジャー・専門家集団のプラットフォームの形成
…「目利き」となるアレンジャーやリーガル・オピニオンを作成できる専門家等
- プロジェクト・ファイナンスの考え方の徹底
- まちづくり事業会社の位置づけの明確化
…資金調達における優遇措置等
- 日本版BID制度の創設の検討
…事業地区内で事業者が負担金を徴収できる仕組み等
- 住民参加型まちづくりファンドによる資金支援
- 区画整理事業・再開発事業の破綻処理スキームの構築

< コミュニティファンド >

NPOなどが中心となり市民、行政、企業などから出資や寄付を募り、その資金を元手にNPOなどへ融資するファンド。地域内資金循環の一形態。

コミュニティ - ファンド一覧(2004.3現在)

ファンド名	設立年月	出資金条件	融資対象	融資限度額 返済期間	担保など	年利	出資額 (千円)	融資実績 (累計)
未来バンク (江戸川区)	1994.4	1口1万円 以上	環境グッズ の購入、環境 関連事業、 NPO	出資額の10倍以 内(つなぎ資金は 100倍以内)	原則無担保。連帯 保証人は必要	3%	110,000	約200件 約5.5億円
女性・市民信用 組合設立準備 会(横浜市)	1998.1	1口10万 円、個人1 口以上団体 3口以上	神奈川県内 のNPO、 W.Co、個人	1000万円また は出資額の20倍 以内。最長5年	無担保。連帯保証 人10人以内	2~5%	115,870	62件 約2.6億円
北海道NPOバ ンク(札幌市)	2002.10	1口1円、 1万口以上	NPO、W.Co	200万円(2期 以上の事業実績 で出資額の100 倍、それ以外は 10倍以内)。原則 1年	無担保。団体代表 者の個人保証と連 帯保証人1人	2%	43,251	31件 約4千万円
NPO 夢バンク (長野市)	2003.8	1口1円、 1万口以上	県内に主た る事務所を 置く非営利 組織	運営資金300万 円、立ち上げ資金 100万円。3年 以内	無担保。代表者と 連帯保証人1人を 基本	2%以上	約10,000	2004年3 月第1回融 資実施予定
東京コミュニ ティパワーバ ンク(新宿区)	2003.9	1口5万 円、個人1 口以上団体 3口以上	NPO、 W.Co、その 他の市民事 業	1000万円また は出資額の10倍 以内(1年以内の つなぎ資金は30 倍以内)。最長5 年	無担保。連帯保証 人10人以内	2%前 後	約13,000	2004年6 月募集開 始、同年8 月融資実施 予定

注)W.Coはワーカーズコレクティブとは、自己の経験を活かし地域社会の中で働くことを意欲する市民が出資し、地域で豊かに暮らせるための事業を協同して行う、雇う・雇われる関係とは異なる「働く人の協同組合」をいう。

< 地域ベンチャーファンド >

地域経済活性化のため、地域のベンチャー企業支援を目的とするファンド。中小企業総合事業団や新規事業投資(株)によるファンドへの出資制度が整備されたことも追い風になり全国自治体を中心としたベンチャーファンドの設立が続いている。

地域ベンチャーファンド一覧(2003.8現在)

行政	ファンド名	設立時期	無限責任組員
広島県	広島県/ジャフコ公的投資事業組合他	1996年12月	(株)ジャフコ 他
	第2号投資事業有限組合	2002年2月	ヒロソーコンサルティング(株) ひろぎんキャピタル(株)
東京都	東京中小企業投資事業有限責任組合	2000年1月	東京中小企業育成(株)
	ジャイク・バイオ壱号投資事業有限責任組合	2001年5月	日本アジア投資(株)
石川県	石川県ベンチャー育成投資事業有限責任組合	2001年2月	フューチャーベンチャーキャピタル(株)
長崎県	十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号	2001年8月	十八キャピタル(株)
	しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎1号投資事業有限責任組合	2001年8月	しんわベンチャーキャピタル(株)
岩手県	いわてベンチャー育成投資事業有限責任組合	2002年4月	フューチャーベンチャーキャピタル(株)
鳥取県	とっとり産業育成投資事業有限責任組合一号	2002年4月	とっとりキャピタル(株)
	トニー2002投資事業有限責任組合	2002年4月	ごうぎんキャピタル(株)
北海道	ホワイトスノー・第二投資事業有限責任組合	2002年5月	北海道ベンチャーキャピタル(株)
大分県	大分VCプラムファンド投資事業有限責任組合	2002年5月	大分ベンチャーキャピタル(株)
新潟県	にいがた産業創造ファンド	2003年1月	日本ベンチャーキャピタル(株)
千葉県	ちばベンチャー投資事業有限責任組合	2003年3月	ちばぎんキャピタル(株)
宮城県	ベンチャー育成ファンド(仮)	2003年3月	日本アジア投資(株)
仙台市	ベンチャー育成ファンド(仮)	2003年度中 (予定)	未定

(出典)『日経地域情報No.421』をもとに国土交通省国土計画局作成

< 社会的責任投資 (SRI) について >

《社会的責任投資 (SRI)》

投資先の財務的評価に加えて、社会、環境、倫理といった社会的評価も考慮する投資行動。米国では、以下の3つが典型的なSRIのアプローチとされている。

- スクリーニング 企業の社会的評価も考慮して、投資家の価値観に合った投資先を選定すること
- 株主行動 株主提案や議決権行使などを通じて投資先企業に社会的責任を果たすよう求めていくこと
- コミュニティ投資 CDFIs (Community Development Financial Institutions) を通じてのコミュニティへの投資

(出典) 日本政策投資銀行調査第40号「社会的責任投資 (SRI) の動向 - 新たな局面を迎える企業の社会的責任 -」をもとに国土交通省国土計画局作成

我が国における社会的責任投資 (SRI) ファンド一覧

名 称	運用機関	設定日	スクリーニング	基本価格(円)	純資産総額(億円)
日興エコファンド	日興アセットマネジメント	1999/8/20	環境	8,951	414
損保ジャパン グリーン・オープン (ぶなの森)	損保ジャパン・アセットマネジメント	1999/9/30	環境	9,765	125
興銀第一ライフエコ・ファンド	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	1999/10/29	環境	8,923	54
UBS日本株式会社エコ・ファンド (エコ博士)	UBSグローバル・アセット・マネジメント	1999/10/29	環境	8,749	42
エコ・パートナーズ(みどりの翼)	三菱UFJ投信	2000/1/28	環境	7,700	28
朝日ライフSRI社会貢献ファンド (あすのはね)	朝日ライフアセットマネジメント	2000/9/28	環境、雇用、消費者対応、社会貢献	10,169	45
エコ・バランス(海と空)	三井住友アセットマネジメント	2000/10/31	環境(温暖化)	10,028	12
住信SRI・ジャパン・オープン (グッドカンパニー)	住信アセットマネジメント	2003/12/26	社会、環境、経済、法令順守	14,694	246
フコクSRI社会的責任投資)ファンド	しんきんアセットマネジメント投信	2004/4/27	経済、環境、社会・倫理	12,026	37
ダイワSRIファンド	大和証券投資信託委託	2004/5/20	倫理・法令順守	13,026	174
モーニングスターSRIインデックスオープン(つながり)	野村アセットマネジメント	2004/7/30	社会、環境、経済	12,331	32
三菱UFJ SRIファンド (ファミリー・フレンドリー)	三菱UFJ投信	2004/12/3	社会支援、労働条件	13,032	26
AIG - SAIKYO 日本の株式CSRファンド(すいれん)	AIG投信投資顧問	2005/3/18	経済、環境、社会貢献	11,330	33
AIGノリそな ジャパンCSRファンド(誠実の社)	AIG投信投資顧問	2005/3/18	経済、環境、社会貢献	11,171	30
損保ジャパン SRIオープン (未来のちから)	損保ジャパン・アセットマネジメント	2005/3/25	社会、環境、経済	11,176	15
AIGノひろぎん 日本株式CSRファンド(クラスG)	AIG投信投資顧問	2005/4/28	経済、環境、社会貢献	12,578	2

注: ファンド形態が国内株式のものに限定。

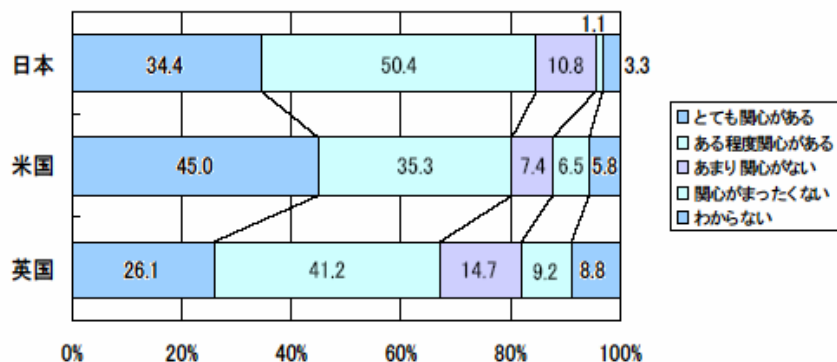
(出典) (株)日本総合研究所ホームページ <http://www.csrijapan.jp/sri/iandf/kokunai.html> をもとに国土交通省国土計画局作成

2005年10月末現在

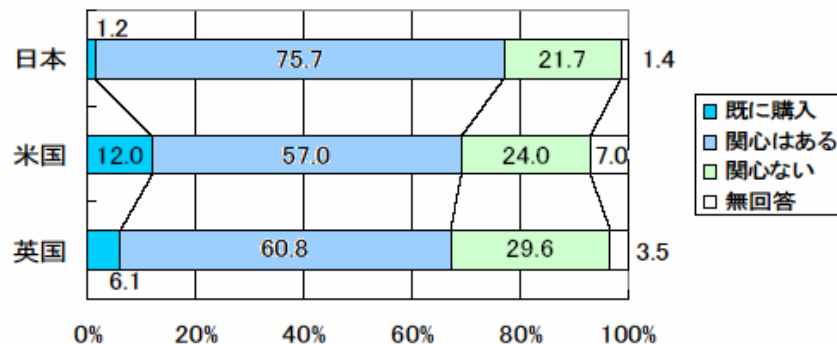
< 企業の社会的責任への関心 >

日本企業の社会的責任についての関心は比較的高い。

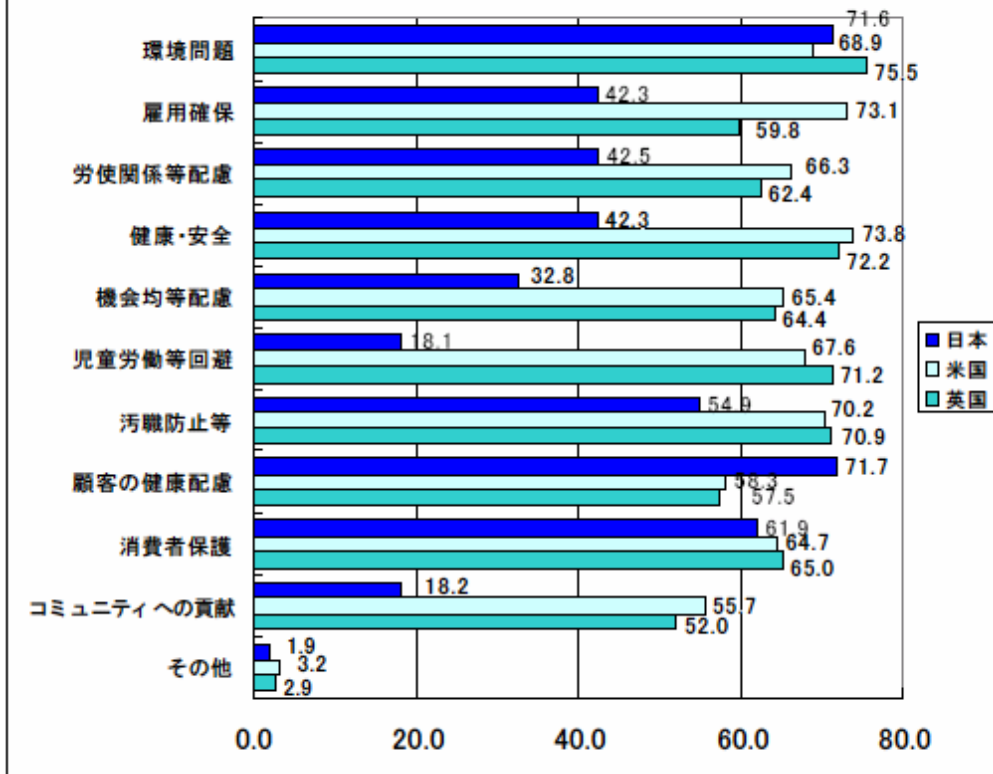
企業の社会的責任についての関心



社会的責任投資ファンド購入への関心



関心がある企業の取組領域



(出典)環境省「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書」(平成15年)
 (個人投資家(日本1,670人、米国309人、英国306人)への質問紙調査、機関投資家へのヒアリング・質問紙調査による)

< SRIの理念を活用した地域への投資 >

法人県民税の超過課税(兵庫県)

【目的】

地域における文化、スポーツ、レクリエーション(CSR)活動の場となる施設の整備・運営のため、課税対象企業の理解と協力のもと、昭和49年より法人県民税の超過課税を実施。

【概要】

- 法人県民税の法人税制の税率は5.8% (標準税率5%)
- 資本金1億円以下で、かつ、法人税額年1,500万円以下の法人は対象外(課税対象は全法人の6%)
- 財源は基金として積み立て、地域における活動の場の整備・運営のために活用。
- 平成6年からは里山林の整備、平成11年からは地域スポーツクラブ(ソフト事業)にも充当。

法人事業税についても超過課税を実施しており、中小企業・起業支援、若年者・高齢者の就学支援など主に産業労働分野に充当

法人県民税の超過課税に基づく事業計画の策定(更新)

- 地元経済団体に対して事業計画を説明
- 超過課税対象見込法人あてにパンフレット等を送付

法人県民税超過課税

特別会計
(勤労者総合福祉施設整備事業特別会計)

CSR施設の建設、管理、運営

ちよだボランティアチケット(東京都千代田区)

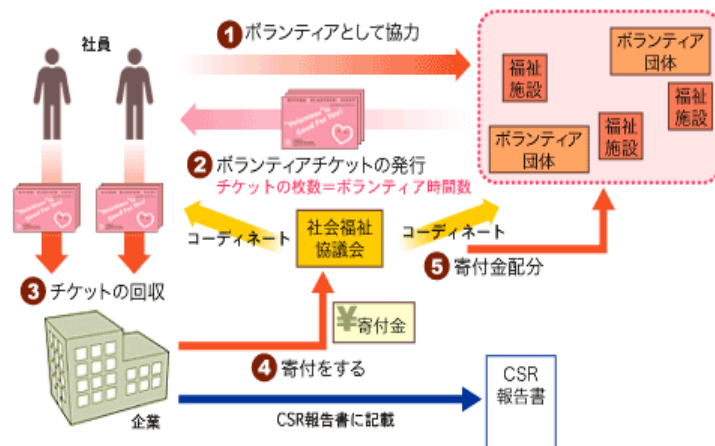
【目的】

企業の社員が福祉施設等でボランティア活動を行うとその企業が同じ施設等に寄付をする制度を通じて、社員の活動と企業の資金が地域のコミュニティ活動に回る仕組みを構築。寄付意識を高める「マッチングギフト制度」(注)をベースにした制度。

(注)マッチングギフト制度とは、企業の社員が福祉団体等に寄付をすると、企業がさらに同額の寄付をする制度。ボランティアチケットでは「社員の寄付」を「社員のボランティア」に置き換える。

【概要】

企業の社員が区内のボランティア団体等の活動に参加。
社員はボランティア活動1時間につきボランティアチケット1枚を受け取る。
企業は社員からチケットを回収。
企業はチケット1枚につき1,000円を社会福祉協議会に寄付。
社会福祉協議会が寄付金を配分。



(出典)千代田区ホームページ<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/>

ちよだボラボラ島webホームページ<http://www.chiyodacosw.or.jp/index.html>

をもとに国土交通省国土計画局作成

(出典) 兵庫県資料をもとに国土交通省国土計画局作成

< 1% 支援制度 >

市民(納税者)の選択により市民税額の一部がボランティア団体、NPOなどに補助金として支給される仕組み。

「市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」(1%条例)(千葉県市川市)

【目的】

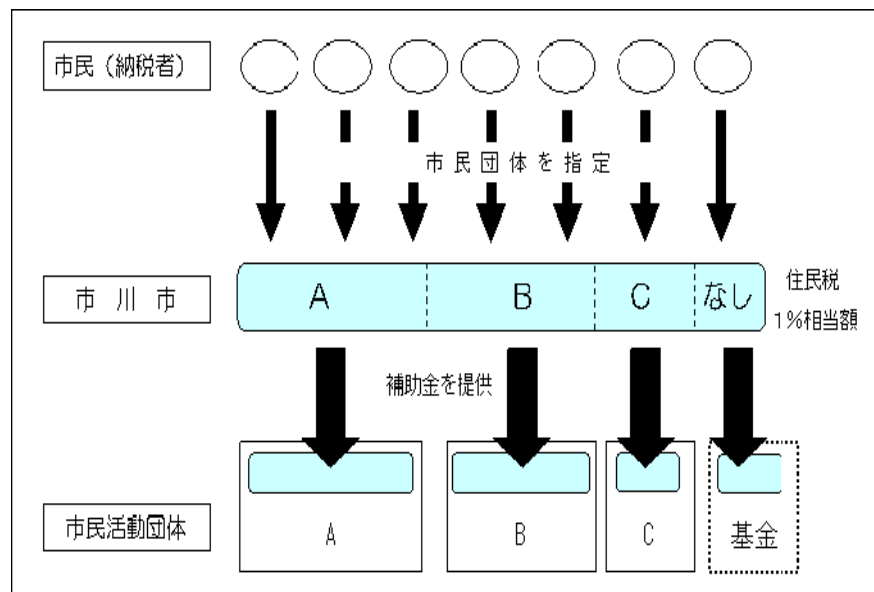
市民が自ら支援したい団体を選択できることにより、納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的としている。

【概要】

本条例は2004年に公布された。税納税者(個人)は、支援希望1団体を選択し、市民税額の1%相当額(団体事業費1/2が上限)を補助金として当該団体に支給される。希望団体が無い場合は、団体支援の基金への積み立ても可能となっている。

団体への補助金の支給初年度である2005年度は、81団体に対して総額約1,000万円が交付された。

《住民の選択可能性を担保する仕組み》



【補助金の支給先の例】

視覚障害者福祉会
育児サークル
ボランティア協会 等

<ふるさと寄付条例>

寄付金による基金設置という新たな住民参加型の自治。地域づくりへの参加手法として寄付金を用い、広く地域外の人にも地域内事業に関与させる仕組みとなっている点が特徴。

ふるさと寄付条例一覧(2005.7現在)

地域	条例名	対象事業
1 長野県泰阜村	泰阜村ふるさと思いやり基金条例 【平成16年6月23日】	(1)学校美術館の維持、保全 (2)福祉及び健康のむらづくりの推進 (3)森林整備、自然エネルギーの活用など環境保全
2 北海道ニセコ町	ニセコ町ふるさとづくり寄付条例 【平成16年9月17日】	(1)森林資源の維持、保全及び整備 (2)環境の保全及び景観の維持、再生 (3)自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備 (4)有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館特別展 (5)住民自治の醸成及びコミュニティの推進
3 岡山県新庄村	岡山県新庄村協働のふる里づくり基金条例 【平成16年12月20日】	(1)ブナの森並びに稀少な動植物の保護 (2)健康長寿日本一を目指す福祉の村づくり (3)町並み保存地区指定の出雲街道新庄宿並びにがいせん桜の景観の保存と保護 (4)環境保全型農業の推進とヒメノモチ等特産品の開発
4 秋田県小坂町	小坂町未来創生基金条例 【平成17年3月18日】	(1)森林資源の維持、保全及び整備 (2)環境の保全及び景観の維持、再生 (3)循環型社会の構築に (4)自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備 (5)住民自治の醸成及びコミュニティの推進 (6)観光資源の維持及び整備
5 北海道松前町	松前町さくらと城のふるさとづくり基金条例 【平成17年3月24日】	(1)さくらの育成、保護及び管理 (2)松前城の保存整備及び管理運営
6 北海道沼田町	沼田町ふるさとづくり寄付条例(通称「雪明かり基金」) 【平成17年3月】	(1)ほたるの里の維持、保全及び整備 (2)夜高あんどん祭りに関する維持、保存 (3)化石河床群の保存や化石の研究 (4)明日萌ロケ施設の維持、保存 (5)雪エネルギーの活用や普及、研究 (6)その他町長が必要と認めた事業
7 北海道羅臼町	知床・羅臼まちづくり寄付条例 【平成17年6月23日】	(1)知床の自然保護・保全 (2)医療・保健・福祉のまちづくり推進 (3)北方領土返還運動

地域振興のための寄付を奨励するため、ふるさと寄付金控除などの税制上の措置が取られている。

所得税の寄付金控除

(所得税法第78条第2項第1号)

- ・納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄付金」を支出した場合には、一定の所得控除を受ける制度
- ・特定寄付金の範囲
 - (1) 国や地方公共団体に対する寄付金
 - (2) 学校法人、社会福祉法人などの特定の団体に対する寄付金
 - (3) 公益法人などに対するもので財務大臣の指定した寄付金
 - (4) 主務大臣の認定を受けた日の翌日から5年を経過していない特定公益信託の信託財産とするために金銭とする寄付金
 - (5) 特定非営利活動法人(NPO法人)のうち国税庁長官の承認を受けたものに対する寄付金(平成13年10月1日以後に支出されたものから適用されます。)
 - (6) 一定の政治献金

・寄付金控除の控除額の計算方法

次のいずれか低い方の金額 - 1万円

= 寄付金控除額

- イ その年に支出した特定寄付金の合計額
- ロ その年の総所得金額等の30%相当額

ふるさと寄付金控除

(地方税法第34条第5項の4)

- ・都道府県や市町村等に対する寄付金について、一定の住民税の所得控除を受ける制度
- ・寄付金の範囲
 - (1) 都道府県、市区町村に対する寄付金
 - (2) 都道府県共同募金、赤十字
- ・寄付金控除の控除額の計算方法
次のいずれか低い方の金額 - 10万円
= 寄付金控除額
 - イ その年に支出した寄付金の合計額
 - ロ その年の総所得金額等の25%相当額

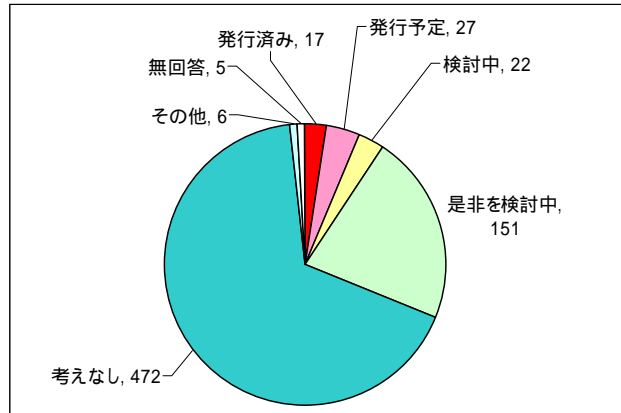
<ミニ公募債>

地方債の一種で「住民参加型ミニ市場公募債」と呼ばれる。地方公共団体の資金調達手法の多様化や住民自治の拡充といった長所がある。

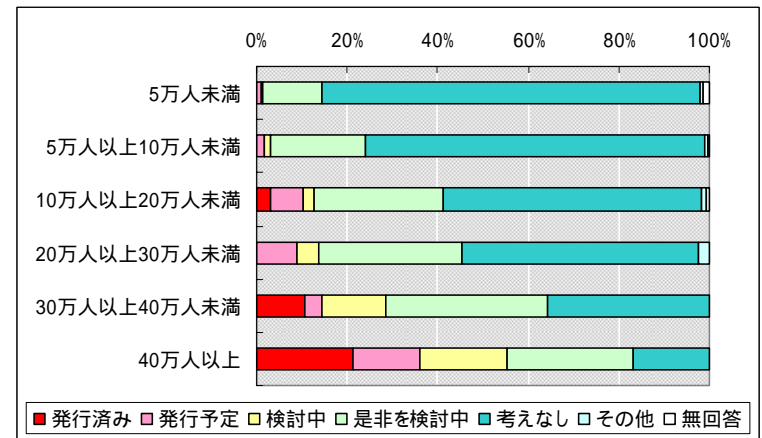
(出典) (財)地方債協会ホームページ<http://www.nichizei.or.jp/>をもとに国土交通省国土計画局作成

全国の地方公共団体におけるミニ公募債の活用状況

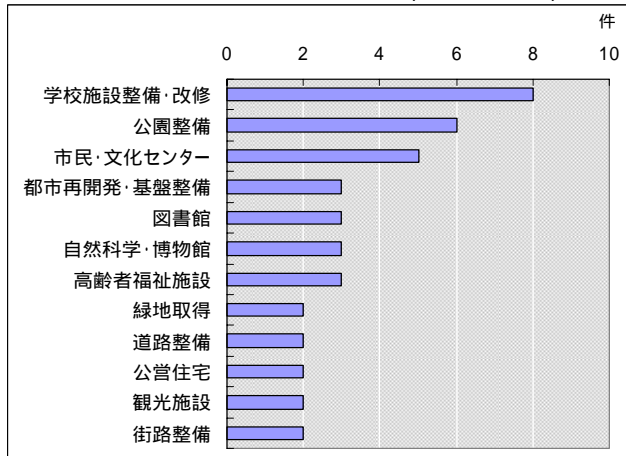
市区におけるミニ公募の発行状況 (2002年度)



人口規模別市区におけるミニ公募の発行状況 (2002年度)



ミニ公募の発行目的別件数 (2002年度)



調査の概要

2003年3月から4月にかけて全国677市、東京23区を対象に、「2003年度予算・プロジェクト調査」の一環として実施。「ミニ公募債」の発行状況や内容、「独自課税」の導入状況や内容などについて調査。回収率100%。

(出典) 『日経地域情報No.42』をもとに国土交通省国土計画局作成

< 社会投資ファンド >

一定の公的関与によって公益性を有する資本ストックの形成に向けた社会的な投資を促進する手段であり、地域再生にも資するものとして、「社会投資ファンド」が提案されている。

社会投資ファンド

私的収益性が低く通常の民間事業としては成立しにくいのが、一方で高い外部性を持ち、社会的に実現が求められる事業について、ファンド組成時に税額控除など投資家にインセンティブを与えることによって、民間事業として成立し、民間投資市場における資金調達が可能となる仕組み。

投資対象事業の例

- ・パークアンドライド駐車場整備
- ・産業観光施設の整備
- ・LRT整備

社会投資ファンドのスキーム例

